横浜市立飯島小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月17日策定（**令和5年4月1日改定**）

１．いじめ防止に向けた学校の考え方

(いじめの定義)
　いじめとは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめ防止に向けての基本理念

　全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

　飯島小学校では、「生きるよろこび　学ぶ楽しさ　のびのび飯島っ子」という学校教育目標のもと、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認め合い、命を大切にし、健康な心と体をつくる子どもを育てている。

　子どもは、人と人との関わりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとっていじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

　飯島小学校では、学年や学級、学級種の枠を越え、のびのびと過ごす子どもを育みながら、どの子にも起こりうる可能性のあるいじめを未然に防ぐことやいじめが発生した場合であっても早期に解決できるように、学校組織・保護者・地域・関係機関と連携して粘り強く解消に向けて取り組んでいくものとする。

２.「飯島小学校いじめ防止対策委員会」の設置

〇委員会の構成員

委員長	校長(校長不在の際は副校長がその任を兼ねる)
委　員	副校長・児童支援専任・教務(主任)・特別支援教育担当・養護教諭・学年主任・学年担任 専科担任 ※必要に応じて、心理や福祉の専門家の参加を求める（ＳＣ、ＳＳＷなど）

〇委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し月１回定期的に開催する。また、いじめの疑いのある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。校長は、学校としての組織的対応方針を決定するとともに会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

〇委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核を担い、次のことを行う。

〇未然防止
・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童・保護者に周知
〇早期発見・事案対処
・いじめの相談・通報窓口の設置
・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
・いじめ(「疑い」も含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
〇取り組みの検証
・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直し

3.　いじめの未然防止、早期発見・事案対処

いじめは、どの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全教職員で協働の意識をもって全児童を包み込み、指導・支援する体制の充実を図る。

〇いじめ未然防止
・全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動から心の育成を図る。
・「わかる」「できる」学びを通して自尊感情や自己有用感を高め、安心して授業に参加できるよう工夫する。
・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の積極的な活用を図り、豊かな心や集団づくり、仲間づくりを育んでいく。
・児童会活動や特別活動、たてわり活動等を通してよりよい集団作りを目指す。
・児童運営委員会等による人権啓発活動等、子どもたちの主体的な取組への支援を行う。
・いじめやインターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的な対処ができるように児童や保護者に向けて必要な啓発活動を実施する。

〇いじめの早期発見
・いじめの定義を含む教職員の研修
・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり(朝の打ち合わせ、毎月の職員会議、放課後の職員打ち合わせ、４運営部会等にて児童理解に関する情報共有)
・Ｙ-Ｐアセスメントの実施(４月・９月・１月)
・全市一斉のアンケート(いじめ解決一斉キャンペーン)の実施(１１月頃)
・長期休業明けの児童の教育相談（お話し週間）
・定期的な教育相談の実施(スクールカウンセラーによる)
・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進(６月頃、栄警察署等による)

〇いじめに対する措置
・いじめの疑いがあった段階で情報共有と組織的対応を行う。
・「いじめ防止対策委員会」での情報共有、対応方針の決定、記録
・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
・栄警察署等関係機関、専門機関との連携

○いじめの解消
少なくとも次の２つの用件が満たされている必要がある。
・いじめの行為が少なくとも**３か月(目安)止んでいる**こと
・いじめを受けた**児童が心身の苦痛を感じていない**こと

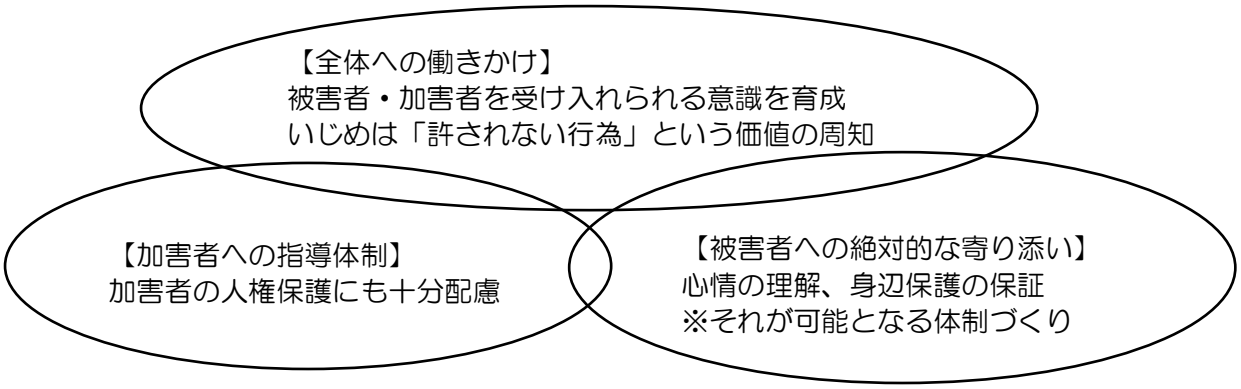

○教職員等への研修
・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実(教職員向け手引きの活用等)
・自死にいたる児童心理の研修や傾聴訓練など

○取り組みの年間計画

令和５年度　安心安全計画　いじめ防止編(案)　　4/4　現在					
月	日(予定)	対象	内容	担当	関連機関
４月	確認	全学年	飯島小の約束(指導者版)・ 弁済システム・ 児童虐待について確認 児童理解研修(いじめの定義)４月４日	３部会（特別支援部会部会）・ 児童支援専任	幼保小・中学校 ブロック
４月	～３週目 までに	全学年	飯島小の約束の指導 (道徳・規範意識)	各担任が各クラスで実施	
４月	２４ ～２９日	２ ～６年	ＹＰアセスメントの実施(１回目) 学年で情報共有・見合い	各クラス➡各学年	個人面談に活用
５月		１年 クラス	幼稚園;保育園対象授業参観	児童支援専任・幼保小担当	
５月		全学年	いじめアンケート（記名式）		
６月	第２週	２年生 クラス	プライベートゾーンについて	養護教諭・児童支援専任	スクールカウンセラー
６月		４年生	スマホの使い方　ルールづくり	児童支援専任	栄警察署・ 県警サイバー犯罪・ 保護者参観
		６年生	スマホの使い方　ルールづくり	児童支援専任	
７月	１９日(水)	全学年	夏休みの過ごし方指導	３部会	
７月		代表児童	横浜子ども会議(飯中ブロック)	６年生　児童支援専任	飯島中学校 千秀小学校
８月	２９日(火)	全学年	飯島小の約束　再確認	各担任　クラスで	
８月 ９月	夏休み明け ～第１週	全学年	子どもとのお話し月間 （長期休業明け教育相談） ＹＰアセスメントの実施(２回目) 学年で情報共有・見合い	各担任　クラスで 各クラス➡各学年	
９月		代表児童	横浜子ども会議(栄区)	６年生　児童支援専任	栄区内小中学校
１１月		３年生	やっていいこと・悪いこと	児童支援専任	栄警察署補導員
		５年生	やっていいこと・悪いこと	児童支援専任	栄警察署補導員

11月	2日(木)	全学年	市いじめ解決一掃キャンペーン （アンケート・面談） 学校生活アンケート	３部会・児童支援専任 学校評価担当	
12月		5，6年	ストレスマネジメント	３部会・児童支援専任・SC	
12月	２０日(水)	全学年	冬休みの過ごし方指導	３部会	
１月	１６日(火) １９日(金)	全学年	ＹＰアセスメントの実施(３回目) 学年で情報共有・見合い	各クラス➡各学年	
2月		未就学児	入学説明会 インターネットでつながる子どもたち	情報部・(児童支援専任)	未就学児保護者
3月	日(　)	全・6年	授業参観と児童の情報共有	専任・生徒指導専任	飯中より飯小へ
3月	日(　)	6年	もうすぐ中学生：６年生出前授業	児童支援専任、６年生担任 生徒指導専任（中３担任）	飯島中学校
3月	日(　)		飯島小の約束　指導版改定 弁済システム（次年度配布確認）	３部会	
毎月			いじめ防止対策委員会	全職員	職員会議前
毎月	朝会 （第１週）		生活目標紹介	学年(３部会)	
毎月	最終週		今月の歌；音楽朝会	音楽部	
毎月		全学年	教育相談・案内プリント	児童支援専任	ＳＣ
毎月	第１木曜日	全学年	情報交換用紙（専任会）	児童支援専任	栄区児童支援 専任協議会
毎月	７日まで	全学年	いじめ認知報告書	児童支援専任	南部学校事務所
毎月		全学年	ＳＳＷ巡回訪問（毎月１回）	児童支援専任	ＳＳＷ

4.　重大事態への対処

〇重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第１項においては、いじめの重大事項の定義は「いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第１号)「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき」(同項第２号)とされている。いじめを受ける児童の状態に着目し、次のケースを想定する。

・児童が自殺を企図した場合　　・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合　　・精神性の疾患を発した場合

〇発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合、(疑いも含む)は、直ちに教育委員会に報告する。
（南部学校教育事務所　８４３－６４０８）

※他機関との連係

南部学校教育事務所「ＳＳＷ」　栄警察署　南部児童相談所　栄区役所子ども家庭支援課
よこはま港南療育センター　　医療機関（子ども医療センター　他）

5.　いじめ防止対策の点検・見直し

〇いじめ防止対策の点検・見直し

「飯島小学校では、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年１回点検を行い、必要に応じて組織や取り組みの見直しを行う(ＰＤＣＡサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

【付則　資料】　〈いじめ発生時の対応の流れ・記録〉　　令和５年４月１日

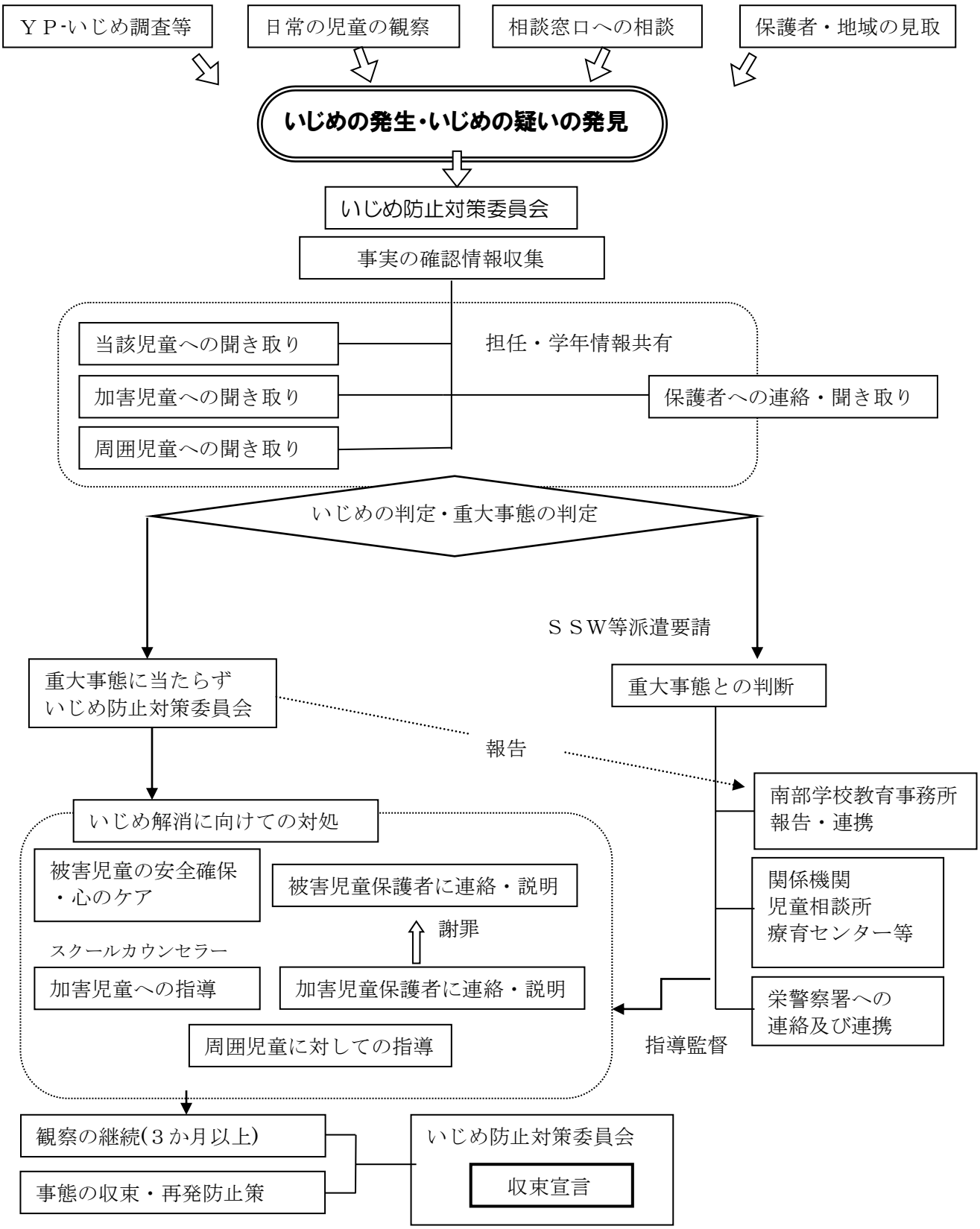

いじめの記録(５年間保存)
・いじめ認知報告書　　・いじめ記録用紙　　・学校いじめ対策委員会記録
・いじめ解決一斉キャンペーン(様式２)集計表ファイル(様式３)・・・・・・・以上は金庫保管
・いじめアンケート(様式１)類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・児童在学中保管